

# 仕様書

## 1 業務の名称

登米市観光パンフレット作成業務

## 2 業務の目的

本業務は、登米市への観光客の誘客拡大を図るために、市内の様々な観光資源を最大限に活かし、多様化した現代のニーズに応え、「登米市に行ってみよう」と思ってもらえるとともに、本市の観光パンフレットを持って市内の周遊に活用していただけるような観光パンフレットを作成することを目的とする。

## 3 委託契約期間

業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和5年3月20日（月）までとする。

## 4 業務の内容

### (1) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成

- ①企画立案、デザイン、写真撮影、取材をはじめとした編集や、校正、印刷、製本等、観光パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。
- ②カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- ③写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。  
ただし、季節や天候等の関係で入手不可能な写真等については協議の上、発注者が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。
- ④発注者の製作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。
- ⑤発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

### (2) 印刷・製本

#### ①サイズ等

- ア サイズはA4以内とする。

イ 中綴じ、24～28 ページ（表紙は含む）とする。

※サイズ及びページ数は提案事項とする。

②印刷部数

20,000 部

③印刷

全ページカラー印刷（4色以上刷り）

③紙質等

コート紙

④電子データの作成

受注者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品すること。

ア PDF ファイル（ホームページ掲載用）

- ・ディスプレイへの表示や印刷を実施しても写真や文字が判別可能であること。
- ・単一ページのデータとする。

イ 高解像度PDFファイル

- ・画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること。
- ・単一ページのデータとする。

ウ 画像データ

パンフレットに使用した画像（写真を含む）や図表及びイラスト

⑤校正及び印刷

受注者において、専門の編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。

受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

なお、最終校正完了後は迅速に印刷作業に取り掛かることとする。

⑥その他

契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

## 5 パンフレットの概要

- (1) 表紙は、見ただけで手に取って読んでみたいという興味と関心を持たせるよう、写真やイラスト、キャッチコピー及びデザインを工夫すること。また、表紙は一目で本市の観光パンフレットであると分かるようなデザインにすること。

- (2) パンフレットには、登米市がイメージできるような、簡潔で記憶に残るタイトルをつけること。タイトルは表紙の上部に記載し、ラック等に配架した際に、本市の観光パンフレットであると見てわかるようにすること。
- (3) 地図及びイラスト等による地図で主要観光地や公共施設等の位置関係がわかるようにすること。  
なお、主要観光地については、交通アクセスの説明や、拡大図（地図・略図）等により、来訪者が容易にその観光地に行き着くことができるようにすること。
- (4) 市内全域の店舗や施設を掲載し、食事、アクティビティ、買い物等幅広いジャンルを紹介し、滞在時間の延長を図ること。
- (5) 観光地で活用できるよう、店舗や施設の住所、電話番号、営業時間等の基本情報を掲載すること。

## 6 パンフレットの作成に係る留意点

- (1) 本パンフレット1冊で、主要観光地を中心に市内全域を掌握できる内容とすること。  
なお、一部地域に限らず、市内全域を楽しめるよう、内容を工夫すること。
- (2) 特産品やイベント等の情報を組み入れること。
- (3) 行ってみたいという気持ちを持てるよう、観光地の魅力が伝わるような写真を使用し、興味や関心を持たせるような内容とすること。

## 7 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、本業務の一部を再委託又は請け負わせる場合、事前に書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

## 8 納入物

- (1) パンフレット
- (2) 電子媒体（CD-ROM）一式

## 9 納入場所

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目 6-1

登米市まちづくり推進部 観光シティプロモーション課

## 10 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。
- (2) 完成したパンフレット、原版データ及び中間生成物についての所有権並びに著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第 27 条及び法第 28 条を含む）は発注者に帰属するものとし、受注者及び受注者から依頼を受けて中間生成物を製作した者は、当該業務に係る事項に関して法第 17 条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (3) 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (4) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (5) 取材、製作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。  
なお、飲食物や体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。
- (6) 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (7) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。
- (8) 提案の内容については、発注者が必要と認める際には、修正することができるものとする。
- (9) 本業務の成果品に関する所有権及び著作権等一切の権利は、登米市に帰属とする。  
なお、成果品はそのままもしくは改変して使用及び印刷できるものとする。